

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 26 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2020～2022

課題番号：20H01443

研究課題名（和文）企業価値を高める制裁制度の設計

研究課題名（英文）Designing Sanction System for Valued Corporation Activity

研究代表者

稲谷 龍彦（INATANI, TATSUHIKO）

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：40511986

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,600,000円

研究成果の概要（和文）：日本における企業不祥事・犯罪発生メカニズムを経済学・心理学・社会学などの知見に基づいて研究し、企業内「文化」の影響を定量的に把握する方法を考案した。また、近未来の統治手法として注目されるアジャイル・ガバナンスでは、企業も統治主体の一つとして位置付けられ、企業統治・コンプライアンス・事後対応が、企業の製品・サービスへの信頼性に一層影響することから、これらに焦点を合わせた制裁制度が一層企業価値に影響を及ぼすことを明らかとした。これらの成果を踏まえ、企業不祥事・犯罪の最適な抑止による企業価値の向上という観点から必要となる法制度及び技術的措置を、刑事法・企業関係法・行政法の垣根を超えて明らかとした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

「文化」は従来から企業犯罪・不祥事の重要な変数であったが、その影響を定量的に把握する方法論に乏しく、データに基づくコンプライアンスの確立が重要視される昨今において重要な課題となっていた。本研究は、この問題に新たな知見をもたらす点で、学術的・社会的意義がある。また、近時の政策動向を踏まえ、従来の見解が重点を置いていた問題事象の発生自体の抑止ではなく、むしろ、予防体制や事後対応などが企業価値に直結するため、この点に重点を置いた制裁制度の重要性と、その実現のために必要な法制度及び技術的措置とを法領域横断的に具体的に明らかにした点にも、本研究には学術的・社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：We have studied the mechanisms of corporate malpractices in Japan based on knowledge from economics, psychology, and sociology and devised a method to quantitatively understand the influence of "culture" in a company. Under "Agile Governance," which is attracting attention as a near-future governance system, companies are positioned as one of the governing entities, and since corporate governance, compliance, and post-actions further affect the credibility of corporate products and services, a sanction system focused on these factors will have a greater impact on corporate value. Based on these findings, we have identified the legal systems and technical measures that are necessary from the perspective of enhancing corporate value through optimal deterrence of corporate wrongdoings, transcending the boundaries of criminal law, corporate law, and administrative law.

研究分野：刑事学

キーワード：企業制裁制度 法と経済学 法と心理学 企業統治 コンプライアンス 訴追延期合意制度 アジャイル・ガバナンス

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

研究開始時点において、現代日本における経済活動の中核を担う企業による犯罪や不祥事が相次いでいた。一方で、ここ10年来米国をはじめとする海外当局は、グローバル企業による違法行為を積極的に取り締まっており、その過程で、訴追延期合意に代表される新たな企業犯罪対応手法(稲谷龍彦「企業犯罪対応の現代的課題(一) DPA/NPAの近代刑事司法へのインパクト」法学論叢180巻4号40頁(2017年))も登場し、その運用経験が蓄積されると共に、一層の理論化も進んでいる状況にあった。

すなわち、企業による犯罪は、様々な種類の構成員によって業務が担われる現代企業の経営活動に不可避的に伴うエージェンシー・コストであり(Cindy R. Alexander & Mark A. Cohen, *Why do corporations become criminals? Ownership, Hidden Action and Crime as an Agency Cost*, 5 J. Corporate Finance 1 (1999))、消費者・市場等に大きな負の外部性を生じさせる現象として理解されている。そのため、企業犯罪の影響もグローバル化する今日、海外当局による企業犯罪や不祥事の積極的な取り締まりは、市民の法益保護や市場の健全性の維持という観点から見て、必要かつ合理的である。また、企業の側から見ても、消費者・投資家の信用を獲得し、市場における公平かつ公正な競争を実現するためには、企業犯罪・不祥事に対する合理的な制裁制度が存在することが望ましい。

それにもかかわらず、我が国の企業制裁法制は、企業にエージェンシー・コストを低減する十分なインセンティブを与えるものとはなっておらず、企業犯罪を適切に抑止する機能を果たしているとは言い難い状況にある。例えば、国際的水準に比べ著しく低い額の罰金刑や、個人責任の追及に重点が置かれた手続、刑事責任と民事責任・行政規制などの統合的理解の欠如などは、企業がその構成員による不祥事や違法行為を適切に抑止し、その価値を維持・向上することに向けた活動を行うインセンティブを与える上で大きな障害となっていた。

そこで、市場及び企業犯罪のグローバル化の中で、日本企業が適切に企業犯罪に対応し、その価値を維持・向上させることのできる企業制裁法制について、コンプライアンス(企業犯罪・不祥事対応) = ガバナンス(効率的経営を可能とする機関設計) = ファイナンス(資金調達市場における信用性維持)を一体として理解した上で、刑事法・会社法・行政法という既存の法領域による分断を架橋した総合的な観点から検討する必要が生じていた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、企業活動、企業犯罪及び企業犯罪対応がいずれもグローバル化する現代において、日本企業が企業価値を維持・向上させることのできる企業制裁制度について、経済学・心理学・社会学等の隣接諸科学の知見を応用しつつ、刑事法・企業関係法・行政法の分野を超えて横断的・統合的に検討することにより、これを明らかとすることにある。

3. 研究の方法

本研究は、企業犯罪が生じるメカニズムの解明、制裁制度の設計と企業価値との関係の解明、の検討の成果を踏まえた企業価値を高めることのできる法領域横断型の企業制裁法制の具体的な姿の提示という3つの段階に分けて遂行された。

まず、第一段階においては、先行研究のサーベイ及び隣接諸科学の知見の応用、国内外の実務家及び研究者との意見交換を通じて、企業犯罪が生じるメカニズムの解明が目指された。

特に重要な検討のポイントとなったのは、国内外の実務家から指摘された、日本における企業犯罪の生じるメカニズムと、アメリカにおける企業犯罪が生じるメカニズムとの相違に関する点であった。すなわち、実際に数多くの企業犯罪案件を手掛ける経験豊かな法律実務家達によれば、日本企業と米国企業の間には、その構成員の行動原理に無視できない差があり、この行動の違いをもたらす変数としての「文化」を適切に取り込む形で研究を遂行しない限り、企業犯罪が生じるメカニズムを理解したことにはならないという指摘がなされた。

もっとも、「文化」は、従来から構成員の行動に大きな影響を与える変数として理解されているものの、これを定量的に把握しようとする研究の数はそれほど多くはないという問題もあった。これは、データに基づくコンプライアンスの測定を重視しつつある最先端の実務・学術動向との関係では重大な課題として浮かび上がった。

そこで、本研究ではひとまず「文化」を、構成員の行動選択に影響を与える共有された信念として捉え、この点に関する新制度派経済学の知見(青木昌彦著・瀧澤弘和=谷口和弘訳『比較制度分析に向けて [新装版]』(NTT出版 2003年)、同著・谷口和弘訳『コーポレーションの進化多様性: 集合認知・ガバナンス・制度』(NTT出版 2011年))、フランチェスコ・グアラ著・瀧澤弘和=水野孝之訳『制度とは何か: 社会科学のための制度論』(慶應義塾出版界 2018年))などを応用し、特定の傾向性を持った構成員間の相互作用に着目すること、とりわけオープンデータから推察される閉鎖的な人的ネットワークに着目して、定量的に把握することを目指した。

また、認知心理学者との交流を通じて、そもそも日本人とアメリカ人とを比較した場合には、日本人は関係的な主体観や全体論的な世界観を持ちやすく、アメリカ人は独立的な主体観や分

析的な世界観を持ちやすいという「文化」差が存在する(リチャード・E・ニスベット著・村本由紀子訳『木を見る西洋人森を見る東洋人：思考の違いはいかにして生まれるか』(ダイヤモンド社 2004年))ため、この点に留意して「文化」の働き方を理解する必要があるのではないかという指摘を得た。同様に、いわゆる「心理的安全性」に関する問題(エイミー・C・エドモンソン著・野津智子訳『恐れのない組織：「心理的安全性」が学習・イノベーション・成長をもたらす』(英治出版 2021年))についても、このような文化差を踏まえた理解が必要であるという指摘を得た。そこで、上記の「文化」の理解に当たっても、これらの思考枠組み上の文化差を踏まえた検討を進めることとした。

また、以上のような検討を進めるにあたって、実務の現場に実際に赴き、一定の参与観察を行うことで、日本企業の特性的な社会学的・人類学的な理解に努めると共に、文化と企業犯罪に関する研究会、国際WSと国際調査を複数回実施し、適宜フィードバックを得ることで、企業「文化」とその企業行動への影響を把握するための適切な方法論の獲得に努め、従来よりも踏み込んだ形で企業犯罪発生メカニズムを明らかにしようとした。

次に、第二段階においては、近時新たな統治システムモデルとして着目されている、いわゆるアジャイル・ガバナンスの議論を踏まえて、企業制裁制度と企業価値の維持・向上との関係性を法領域横断的に整理することを行なった。すなわち、AIやロボティクスなどの先端科学技術によるイノベーションの促進と、それらの先端科学技術のもたらすリスクの適切な管理とを両立するために、従来のように国家が垂直的に規制を行うことで問題事象が発生することを未然に防ぐガバナンスモデルではなく、企業もこのような政策目標を達成するための一統治主体として位置付けた上で、官民協働により、あるいは、民間主導によってイノベーションのもたらすベネフィットとリスクとをバランスしようという、より水平的・分散的で、迅速かつ柔軟に問題に対処するガバナンスモデルが、グローバルなレベルで提唱されるに至っている(経産省『Governance Innovation ver.2: アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて』(2021年) OECD, Recommendation of the Council for Agile Regulatory Governance to Harness Innovation(2021)、WEF, Agile Governance: Reimagining Policy-Making in the Fourth Industrial Revolution (2018))(なお、本研究期間終了後であるが、このような統治構造改革に関する動向は、G7閣僚会合宣言においても承認されている G7 Ministerial Declaration at The G7 Digital and Tech Ministers' Meeting (2023))。

具体的には、企業自身のリスク管理が従来の行政規制に代替されることによって生じる法制度上の変化と課題とを、法領域横断的なマッピングを行うことで特定し、法政策実務家や各国研究者との意見交換を通じて、近未来の統治システムにおいて、企業価値を維持・向上させるための法制度のあり方と、その中で制裁制度が果たす役割とについて明らかにしようとした。

第三段階においては、第一段階及び第二段階の成果を踏まえて、企業活動、企業犯罪及び企業犯罪対応がいずれもグローバル化する現代において、日本企業が企業価値を維持・向上させることのできる企業制裁制度の具体的な姿についての検討を進めた。その際、この問題を集中的に取扱うパネルを設置した国際シンポジウムを開催し、国内外の有識者と広く意見交換することを通じて、より洗練された法制度の提案につながるよう努力した。

また、デジタル化と人工知能技術の進展により、様々な活動が自動化される傾向にあり、とりわけデータに基づくコンプライアンスの実装を進める米国においてその傾向が顕著であり、これが企業制裁制度の運用にも一定の影響を及ぼしつつあることを踏まえて、自動化されたコンプライアンスのあり方についての検討にも着手すると共に、これが異なる法域間でどのように受け止められる可能性があるのかに関する研究にも着手し、とりわけ第一段階での研究成果とこれらの新たな方法論との接続可能性についても吟味した。

4. 研究成果

本研究の成果としては、大きく3つのものを挙げることができる。

第一に、企業の「文化」と、その企業行動への影響について、定量的に把握するための方法論を、経済学・心理学及び社会学的な知見に基づいて考案したことである。

この方法論については、オープンデータから企業の人的ネットワークを分析するためのデータセットの作成に大きな時間がかかることもあり、完全に確立されているとはいえない段階にある。しかし、この方法論は、自動化されたコンプライアンスを実装するための鍵となりうるものであることから、人工知能技術を用いて企業不祥事等に対応する企業からの支援を受けて、共同研究を実施する段階に発展しており、今後実用性を高めた上での方法論的確立が期待される状況にある。

また、暫定的な知見に過ぎないものの、閉鎖的なネットワークが力を持つ企業においては、違法行為や企業の価値を長期的に毀損する活動が生じやすい傾向にあり、かつ、関係的な人間観や全体論的な世界観といった日本人の思考枠組みは、この傾向を悪化させやすい性質を有しているため、企業犯罪の場面において、個人制裁にのみ着目するのではなく、むしろ企業に対する制裁制度を整備することで、企業内における人間同士のつながり方を改善することが、企業犯罪へのより良い対応につながることを、部分的にはあるが、実証的に明らかにしつつあるといえる。

これらの研究成果は、従前実証的な基盤を欠いた状態で、形而上学的な理由に基づいて個人に対する刑事責任を過度に重視し、企業のような人間集団の特性を余り考慮してこなかった我が国の企業制裁制度の研究水準を引き上げる上で、学術的な意義を持つと共に、より実践的に効果

を持つ企業制裁制度のあり方を考察する基礎を構築したという意味で、社会的意義も有するといえる。

なお、これらの研究成果を発信する機会として、日本刑法学会第 99 回全国大会分科会 II、アジャイル・ガバナンスシンポジウム、4th White Collar Crime Workshop などを得ており、今後共同研究の進捗状況を踏まえて、関連する国際ジャーナルに寄稿する予定である。

第二に、アジャイル・ガバナンスにおける企業制裁制度の役割の整理を通じて、企業制裁制度と企業価値の維持・向上との関係性についての理論的解明を行なった。すなわち、この新たな統治システムにおいては、従来の垂直的な規制に代わって、企業による自主的な製品・サービスに関するリスクの管理の適切性が、その製品・サービスへの市場における信頼に関わることになる。その結果として、単なる規制の遵守ではなく、むしろ、自主的なリスク管理こそが企業価値の維持・向上に直結することになるため、製品・サービスのリスク管理を適切に行うための体制の整備や、問題事象に対する適切な対応を引き出すための制裁制度の設計が、企業の製品・サービスの信頼獲得と、企業価値の維持・向上に直結することが明らかとなった。

この点を踏まえて、行政規制・民事責任・制裁制度と企業の価値との関係に関する論文を単独でまたは法実務家と共同で執筆し（稲谷龍彦「Society 5.0 における新たなガバナンスシステムとサンクションの役割(上)」法律時報 94 巻 3 号(2022 年)98 頁、同「企業犯罪と協議・合意制度：法政策分析の視点から」刑法雑誌 61 巻 3 号(2022 年)437 頁、稲谷龍彦＝深水大輔「アジャイル・ガバナンスとそのシステムデザイン：企業におけるアジャイル・ガバナンス実装の前提として」旬刊商事法務 2289 号(2022 年)24 頁)、企業制裁制度研究に、学術的にも実践的にも新たな展開をもたらした。

第三に、第一、第二の研究の成果を踏まえて、本研究プロジェクトの特徴である法領域横断的なアプローチを駆使して、企業活動、企業犯罪及び企業犯罪対応がいずれもグローバル化する現代において、日本企業が企業価値を維持・向上させることのできる企業制裁制度の具体的な姿と、デジタル化や人工知能技術の進展に基づくコンプライアンス活動の自動化を可能とする法的・技術的措置とについての多角的かつ具体的な検討を進めた。

その成果については、主として、上記アジャイル・ガバナンスシンポジウム、4th White Collar Crime Workshop において報告され、国内外の有識者からの貴重なフィードバックを得ることができたため、本研究の総括としての書籍の出版に向けて、関係者一同で共同執筆中の状況にある。

なお、本研究は、当初よりコンプライアンス＝ガバナンス＝ファイナンスを一体として理解するという目標に基づいて、共同研究者間での法領域横断的な検討を重ねてきたため、上記に挙げた研究成果と密接に関わる、各領域固有の論点に関する多数の研究論文・書籍の出版もなされており、この意味でも大きな成果をあげることができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計16件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 61巻3号
2. 論文標題 企業犯罪と協議・合意制度：法政策分析の視点から	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 437-454
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉宏紀	4. 巻 258号
2. 論文標題 医師の採尿検査と警察への通報	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 50-51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下徹哉	4. 巻 1572
2. 論文標題 市場内取引による支配権取得・株主意思確認・MoM要件 東京機械製作所事件	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 94-99
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下徹哉	4. 巻 2303
2. 論文標題 株式の発行	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 29-43
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下徹哉、松村謙太郎	4. 巻 2308
2. 論文標題 上場会社等における取締役の報酬等の決定権限のあり方	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 26-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 94巻3号
2. 論文標題 デジタル刑事司法は「刑事司法」か? : Criminal Justice by Design	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 46-51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 94巻3号
2. 論文標題 Society 5.0における新しいガバナンスシステムとサンクションの役割(上)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 98-105
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 498号
2. 論文標題 「法存在」と「法主体」: 現代科学技術社会における刑事責任の分配を手掛かりに	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 40-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦・深水大輔	4. 巻 2289号
2. 論文標題 アジャイル・ガバナンスとそのシステムデザイン	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 24-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉宏紀	4. 巻 253号
2. 論文標題 質問検査で取得収集した証拠資料の犯則事件での利用	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 242-245
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下徹哉	4. 巻 19号
2. 論文標題 令和元年会社法改正(2)株主提案権	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本取引所金融商品取引法研究	6. 最初と最後の頁 27-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 792号
2. 論文標題 企業犯罪対応の現代的課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 100-105
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 188巻3号
2. 論文標題 企業犯罪対応の現代的課題：DPA/NPAの近代刑事司法へのインパクト（七）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 34-65
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉宏紀	4. 巻 869
2. 論文標題 強制処分の「打率」あるいは「関連性」要件をめぐって	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 研修	6. 最初と最後の頁 3-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下徹哉	4. 巻 188巻4・5・6
2. 論文標題 インデックスファンドとコーポレート・ガバナンスの関係に関する序論的検討－米国における議論を手がかりとして	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 264-305
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下徹哉	4. 巻 485号
2. 論文標題 取締役の報酬	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 21-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 稲谷龍彦・羽深宏樹・馬田隆明
2. 発表標題 Society5.0における新たなガバナンスモデル：Agile Governanceの実装と課題
3. 学会等名 アジャイル・ガバナンスシンポジウム
4. 発表年 2022年～2023年

1. 発表者名 穴戸常寿・稲谷龍彦・笹倉宏紀・深水大輔
2. 発表標題 企業制裁制度のデザイン-企業を動かすインセンティブ設計
3. 学会等名 アジャイル・ガバナンスシンポジウム
4. 発表年 2022年～2023年

1. 発表者名 Tatsuhiko Inatani
2. 発表標題 Culture and Corporation
3. 学会等名 White Collar Workshop 2022
4. 発表年 2022年～2023年

1. 発表者名 稲谷龍彦
2. 発表標題 企業犯罪と協議合意制度－法政策分析の視点から
3. 学会等名 日本刑法学会第99回全国大会分科会II
4. 発表年 2021年～2022年

1. 発表者名 稲谷龍彦
2. 発表標題 AI Governance
3. 学会等名 White Collar Crime Workshop 2021
4. 発表年 2021年～2022年

1. 発表者名 稲谷龍彦
2. 発表標題 Corporate Culture and Corporate Crime
3. 学会等名 White Collar Crime Workshop2020
4. 発表年 2020年～2021年

1. 発表者名 笹倉宏紀
2. 発表標題 Pre-Trial Agreements in the U.S., Germany, and Japan
3. 学会等名 White Collar Crime Workshop2020
4. 発表年 2020年～2021年

1. 発表者名 稲谷龍彦 = 浅井顕太郎
2. 発表標題 A Dynamic Analysis of Misconduct in Contemporary Social Context
3. 学会等名 法と経済学会
4. 発表年 2020年～2021年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 George Borges & Christoph Sorge eds.	4. 発行年 2022年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 377
3. 書名 Law and Technology in a Global Society	

1. 著者名 池田公博、笹倉宏紀	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 306
3. 書名 刑事訴訟法	

1. 著者名 木南敦、佐久間毅	4. 発行年 2022年
2. 出版社 トラスト未来フォーラム	5. 総ページ数 254
3. 書名 財産の管理、運用および継承と信託に関する研究	

1. 著者名 穴戸常寿・石川博康・内海博俊・興津征男・齋藤哲志・笹倉宏紀・松本暢子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 272
3. 書名 法学入門	

1. 著者名 山下徹哉 (田中亘 = 梅野晴一郎 = 沖隆一 = 加藤貴仁 = 齊藤真紀 = 邊英基編)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 224
3. 書名 Before/After 会社法改正	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	笹倉 宏紀 (Sasakura Hiroki) (00313057)	慶應義塾大学・法務研究科(三田)・教授 (32612)	
研究分担者	山下 徹哉 (Yamashita Tetsuya) (10511983)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	
研究分担者	須田 守 (Suda Mamoru) (70757567)	京都大学・法学研究科・准教授 (14301)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 アジャイル・ガバナンスシンポジウム	開催年 2022年～2023年
-----------------------------	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------

スイス	University of Zurich			
オーストリア	University of Vienna			